

## 答申書

### 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和元年 7 月 10 日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当認定請求却下処分（平成 31 年 4 月 8 日付け特別児童扶養手当認定請求却下通知書によるもの。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人（審査請求書及び反論書より）

以下の理由から、対象児童は日常生活にあたって十分援助を必要としており、障害認定基準に該当すると考えられるため、本件処分の取消しを求める。

ア 障害認定審査医の審査結果について、「知的障害の日常生活への影響は不明瞭であり、症状が固定した状態とは言えないことから、知的障害の状態を判断する時期になく、該当しないと判断した」とのことだが、特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）には「学校は支援クラスの予定」との記載もあり、日常生活への影響と知的障害の状態が明確に記されている。

イ 平成 31 年 4 月から小学校の支援学級に在籍しており、日常の身のまわりのことや他の児童との意思疎通、国語と算数の個別指導など、常時援助を受けている。

ウ 知的障害に加えて、合併症として運動発達遅滞がある。歩行時のふらつきや転倒等があり、登下校時には必ず付き添いが必要で、日常生活にあたり援助を必要としている。

エ 特別児童扶養手当認定請求と同時期に申請した療育手帳は、令和元年 5 月に障害の程度の区分 B で交付され、「日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」という定義に該当している。

#### (2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 3 審理員意見書の要旨

#### (1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

## (2) 審理員意見書の理由

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。）別表第 3 に定める障害の状態に該当するか否かについて

本件処分に係る診断書では、対象児童の障害の状態について以下のとおり認められる。

(ア) 「精神遅滞」と診断されていること。

(イ) 知的障害は軽度であること。

(ウ) 発育・養育歴は、独歩 1 歳 3 か月、単語 1 歳 6 か月、二語文 2 歳、学校は特別支援クラスの予定であること。

(エ) 現症の要注意度は、随時一応の注意を必要とする程度であること。

(オ) 「コミュニケーション環境への適応について、支援を必要とする。ADL の介助が必要、粗大運動が不安定なため見守りが必要である」こと。

これらの対象児童の状態と、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日付け児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）における知的障害の認定基準を照合すると、「コミュニケーション環境への適応について、支援を必要とする。ADL の介助が必要、粗大運動が不安定なため見守りが必要である」ものの、IQ が 56 で、知的障害の程度は軽度であり、知的障害における 1 級と 2 級の程度を例示した「標準化された知能検査による知能指数がおおむね 35 以下のものが 1 級に、おおむね 50 以下のものが 2 級に該当すると考えられる」という認定基準には該当しないと解される。

また、審査請求人から提出された反論書により提示された事実によって、障害認定審査医の判断に変更が生じる可能性があるか障害認定審査医に質問を行ったところ、「精神遅滞で 2 級に該当するのは、おおむね知能指数が 50 以下（中度以上）とされているが、当該児童の診断書における知的障害等の判定は『軽度』とされており、また、これまでの発育・養育歴に著しい遅れはみられないことから、特別支援クラスの予定だとしても、実際に就学してからの日常生活や学習修得への障害の影響は、診断書からは判断することができない」こと、「反論書に記載されている上記 2 (1) イ～エの内容は、就学後の児童の状態であり、認定請求時に提出された 3 月 1 日付けの診断書には記載がなく、診断書に反映されていない限りは、それが医学的、客観的な医師の判断なのかは分かり得ない」ことから、対象児童の障害が令別表第 3 に定める障害の状態に該当しないとした判断に変更が生じる可能性はないとの回答を得ており、この判断に至ったことに不合理な点は認められない。

## イ その他

本件処分は、局長通知で規定している障害認定審査医による医学的な判断に基づいて行われたものであり、処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「規則」という。）第 18 条に基づき、特別児童扶養手当認定請求却下通知書を審査請求人に交付しており、

手続上も違法又は不当な点は認められない。

#### 4 調査審議の経過

令和元年 10 月 17 日 審査庁からの諮問の受付

令和元年 11 月 7 日 調査審議

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 令別表第 3 に定める障害の状態に該当しないという判定について

局長通知は、令別表第 3 に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 2 条第 1 項における「障害の状態」とは、「精神又は身体に令別表第 3 に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいうもの」であり、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうもの」と規定されている。

また、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、精神の障害については、「知的障害」、「発達障害」等の区分により認定基準が定められている。

知的障害について、各等級に相当すると認められるものを一部例示すると、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」が 1 級に、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」が 2 級に該当するとされている。なお、この場合における精神発達遅滞の 1 級と 2 級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね 35 以下のものが 1 級に、おおむね 50 以下のものが 2 級に相当するとされている。

診断書を検討すると、対象児童について、障害の原因となった傷病名は「精神遅滞」であり、学校は支援クラスの予定とされている。日常生活能力の程度は、食事は軽介助、洗顔・入浴はほぼ全介助、夜におむつを使用し、おしり拭きまで介助が必要とされており、医学的総合判断では「コミュニケーション環境への適応について支援を必要とする。ADLの介助が必要。粗大運動が不安定なため、見守りが必要である。」とされているものの、知的障害の判定は「軽度」であり、局長通知における知能指数の認定基準には該当しない。また、これまでの発育歴にも著しい遅れはみられない。

これらの事実関係に基づき、局長通知の認定基準に照らして、障害認定審査医が診断書を基に対象児童の障害の状態について、局長通知の認定基準には該当せず令別表第 3 に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判定と、その判定を受けて本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点があるとは認められない。

また、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、就学後における対象児童の状況及び療育手帳Bの交付を受けた事実について主張している。しかしながら、局長通知によれば、障害の認定は診断書により行うことと規定されており、本件処分は、審査請求人から提出された平成31年3月1日時点の診断書を基に、障害認定審査医が本件処分に係る判断を行ったものであり、当該診断書において審査請求人が主張する事実は認められない。よって、就学後における対象児童の状況等によって、本件処分を取り消すべきという主張には、理由があるとはいえない。

(2) その他

処分庁は、規則第18条に基づいて、受給資格がないと認めたことについて特別児童扶養手当認定請求却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上のおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里